

## 検察官関与対象事件の拡大、厳罰化を内容とする

### 少年法「改正」に強く抗議する声明

1. 本年4月11日、検察官関与対象事件の拡大、厳罰化を内容とする少年法「改正」法が、成立した。

自由法曹団は、少年法の理念を破壊する「改正」法の成立に強く抗議する。

2. 検察官関与制度を導入した2000年の少年法「改正」では、冤罪の危険等から検察官が関与できる事件を殺人罪等重大な事件に限定した。しかし、今回の「改正」法は、観護措置決定がされた少年の約8割にまで検察官が関与しうる内容になっている。

少年審判の手続には、刑事裁判の場合とは異なり、予断排除原則や伝聞法則が採用されておらず、誘導や迎合等によって作成された供述証拠や、捜査機関が恣意的に作成した捜査報告書等も証拠から事前に排除することができない。このような手続上の問題を抱えた少年審判に検察官を関与させれば、冤罪の危険性が高まることは明らかである。

既に2000年「改正」で導入された検察官関与制度のもとで冤罪が発生しており、その一つである大阪地方裁判所所長襲撃冤罪事件では、冤罪が晴れるまで約4年半の歳月を要す等深刻な弊害が生じている。

今回の「改正」法案の国会審議において、検察官関与対象事件の拡大は、「適正な事実認定」のためであるとされたが、なぜ検察官が関与したならば事実認定が適正になるのか論理的な説明は全くなされなかった。

他方で、「検察官が訴追官的、糾問的に詰問した事例、要保護性審理にまで立ち会った事例、手続の主宰者たる裁判官の協力者といいながら、抗告受理申立てを濫用し、著しく少年の権利を侵害した事案が現れ、その下で冤罪も報告されているが、それらは、元来、国家刑罰権の実現を職責とする検察官が少年審判に関与すること自体の矛盾の現れというべき」として、同制度の問題を的確に指摘する反対討論がなされたが、政府はこのような問題点の指摘に、全く反論ができなかった。

このような国会審議の内容からも、検察官関与の拡大に立法事実がないことは明らかである。

少年審判において「適正な事実認定」を求めるならば、検察官関与制度の下で発生した冤罪に目を向け、同制度の廃止こそが行われるべきである。

3. 今回の「改正」は、刑期の上限を引き上げるものであるが、2000年「改正」以降刑の執行状況が長期化する等、厳罰化の方向に傾いていることを考えるとその影響は深刻である。

国会審議においては、参考人から、長期の施設内処遇を受けた少年が、家族に見捨てられ、職にも就けず、社会で行き場がなくなり、再び犯罪に手を染めざるを得なくなる実情が訴えられ、長期処遇による社会復帰の困難性が指摘された。それにもかかわらず、長期の受刑が少年に与える影響等については、全く検証が行われなかった。

政府は、厳罰化の必要性について、「現行の少年法によって少年に科することのできる

刑の範囲内では適切な科刑ができない事案があり、妥当な量刑ができるように選択肢を広げる」などと説明をしているが、少年法の改正が必要である旨指摘した裁判例は1件のみであり、厳罰化の法「改正」を支える立法事実としては極めて不十分である。

- 4 少年法は、これまで3回の法「改正」が行われたが、国連子どもの権利委員会の勧告によって、「改革の多くが少年司法に関する国際基準の原則および規定の精神に則っていない」「懲罰的なアプローチが採用され、罪を犯した少年の権利および司法上の保障が制限されてきた」として、度重なる批判を受けてきた。

このような中で、検察官関与対象事件を拡大し、少年に対する刑を厳罰化させることは、国際準則及び勧告を無視するものであって強く非難されるべきである。

- 5 今回の「改正」法においては、国選付添人制度の拡大も行われた。国選付添人制度の拡大は当然の方向であるが、対象事件が限定されていること、国選付添人の選任は裁判官の裁量によるものとされていること等、今なお不十分である。

政府は、今回の「改正」法案の国会審議において、今後国選付添人制度対象事件を拡大するにあたっては、同時に検察官関与対象事件の拡大の議論が必要である旨の答弁を行っている。しかし、両制度の間には、全く理論的関連性がなく、同時に検察官関与対象事件を拡大する必要がないことは明らかである。

われわれは、検察官関与対象事件の拡大がなされることに断固反対し、国選付添人制度の拡大が検察官関与対象事件の拡大を招かないよう監視し、今後の少年法改正の議論においても、少年法の理念を基本とすることを強く訴えていくものである。

- 6 自由法曹団は、少年法の理念を破壊する今回の「改正」に強く反対するとともに、これまで、非行の背景にあるものは何か、少年の立ち直りに必要なものは何か、刑の引き上げによる影響はどの程度あるのか、それが少年の成長発達にどのような影響を与えるのか等について、家庭裁判所調査官、児童自立支援施設職員、保護司、少年院の教官、児童精神科医等、少年の立ち直りに直接かかわる人々の意見を幅広く求め、十分に議論を尽くすべきであることを指摘してきた。それにもかかわらず、参考人質疑も含めてわずか14時間程度の審議しか行わず、可決成立させたことは、あまりにも拙速というほかない。

今回の「改正」法の附帯決議では、検察官関与事件が少年法の理念にのっとり、少年審判に関与させる検察官に少年の心理及び審判の特質について理解を深めさせること、厳罰化の法改正が、少年に対する量刑を一律に引き上げる趣旨ではなく、少年法の理念の下でより適切な量刑が決定されるべきであることが盛り込まれた。

自由法曹団は、附帯決議に基づいた運用が行われるよう、今後の運用を監視するとともに、今回の「改正」が少年法の理念を破壊するものであり速やかに検察官関与制度の廃止、厳罰化の撤回を含めた再改正が必要であることを訴え、少年法が本来の姿を取り戻し、あるべき少年司法が実現することを目指して、引き続き運動を続けていく決意である。

2014年4月30日

自由法曹団  
団長 篠原義仁